

農業團體法中改正法律案外一件委員會會議錄(速記)第一回

付託議案

農業團體法中改正法律案(政府提出)

(第八號)

水産業團體法中改正法律案(政府提出)
(第九號)

戰時森林資源造成法中改正法律案
(政府提出)(第三號)

本委員、昭和二十年十二月七日(金曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

安倍 寛君	愛野時一郎君
五十嵐吉藏君	石坂 養平君
今尾 登君	宇田 耕一君
岡田啓治郎君	川崎巳之太郎君
楠美 省吾君	鈴木 重次君
田嶋榮次郎君	中瀬 拙夫君
仲西 三良君	濱地 文平君
別所喜一郎君	松延彌三郎君
森川 仙太郎君	山田 六郎君
安孫子孝次君	青山 憲三君
大石 大君	北 勝太郎君
眞崎 勝次君	奥野小四郎君
加藤 宗平君	二田 是儀君
川俣 清音君	

同月八日(土曜日)午前十五時五十分委員
長理事五選ノ爲委員參集ス
其ノ氏名左ノ如シ

安倍 寛君	愛野時一郎君
今尾 登君	川崎巳之太郎君
楠美 省吾君	鈴木 重次君
田嶋榮次郎君	仲西 三良君
濱地 文平君	別所喜一郎君
森川 仙太郎君	安孫子孝次君
青山 憲三君	大石 大君

北 勝太郎君 眞藤慎太郎君
奥野小四郎君 加藤 宗平君
二田 是儀君
〔年長者川崎巳之太郎君投票管理
者ト爲ル〕

○川崎投票管理 先例ニ依リマシ
テ、私ガ年長ノ故ヲ以テ投票管理
者トナリ、是ヨリ委員長及ビ理事ノ互選
行ヒマス

○北(勝)委員 此ノ際投票用ヒズ、
委員長ニハ川崎巳之太郎君ヲ推薦致シ
タイト思ヒマス

○川崎投票管理 北勝太郎君ノ御意
見ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○川崎投票管理 御異議ナシト認メ
マス、仍テ不肖私ガ委員長ニ當選ニナ
リマシタ

○川崎委員 引續キ理事ノ互選ヲ行
ヒマス

○北(勝)委員 理事ハ其ノ數ヲ三名ト
ナシ、委員長ニ於テ御指名アランコト
ヲ望ミマス

○川崎委員 御異議ハゴザイマセヌ
カ

○川崎委員 御異議ナシト呼ブ者アリ

○川崎委員 御異議ナシト認メマ
ス、ソレデハ私ヨリ指名致シマス

以上ノ三君ニ理事ヲ御願ヒ致シマス、
是ニテ此ノ委員會ノ役員ハ決マリマシ
タ

昭和二十年十二月八日(土曜日)午前十
時五十分開議
出席委員左ノ如シ

委員長 川崎巳之太郎君
理事 仲西 三良君 眞藤慎太郎君

安倍 寛君 愛野時一郎君
今尾 登君 川崎巳之太郎君
楠美 省吾君 鈴木 重次君
田嶋榮次郎君 仲西 三良君
濱地 文平君 別所喜一郎君
森川 仙太郎君 安孫子孝次君
青山 憲三君 大石 大君
北 勝太郎君 眞藤慎太郎君
奥野小四郎君 加藤 宗平君
二田 是儀君

同日委員眞崎勝次君辭任ニ付其ノ補選
トシテ眞藤慎太郎君ヲ議長ニ於テ選定
セリ

十二月七日臨時森林資源造成法中改正
法律案(政府提出)ノ審査ヲ本委員ニ付
託セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ

農林政務次官 紅雲 昭君
農林省參事官 子爵北條 魚八君
農林省總務局長 楠見 義男君
農林省水産局長 笹山茂太郎君
農林省開拓局長 西村 彰一君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

農業團體法中改正法律案(政府提出)

水産業團體法中改正法律案(政府提出)

戰時森林資源造成法中改正法律案
(政府提出)

○川崎委員長 開會致シマス、ソレデ

ハ農林當局モ御見エニナツテ居ラレ
コトデアリマスカラ、農林當局ノ提案
説明ヲ何ノ程度ノ議事ヲ進メタイト思
ヒマスガ、如何デゴザイマセウカ

○川崎委員長 ソレデハ農業團體法中
改正法律案、水産業團體法中改正法律
案、戰時森林資源造成法中改正法律案
ノ三案ヲ一括付議シマシテ、農林當局
ノ提案説明ヲ何フコトニ致シマス

○紅雲政府委員 本日農林大臣ガ此ノ
委員會ニ參リマシテ提案理由ノ説明ヲ
申上ゲル等デゴザイマシタガ、只今農
地委員會ノ方ヘ出テ居リマスノデ、私
ヨリ説明申上ゲタイト思ヒマス

只今議題トナリマシタ農業團體法中
改正法律案及ビ水産業團體法中改正法
律案ノ提案ノ理由ニ付テ御説明申上ゲ
マス、改正ノ趣旨ノ大體ニ付キマシテ
ハ本會議ニ於テ申上ゲマシタノデ、茲
ニハ法律改正ノ内容ニ付キマシテ其ノ
主ナル點ノ御説明ヲ申上ゲタイト存ジ
マス

先ツ農業團體法ニ付テ申上ゲマス、

第一點ハ農業團體ノ性格ニ關シテア
リマスガ、從來ノ規定ニ於キマシテ
ハ、農業團體ノ目的ハ農業ニ關スル國
策即應機關タル旨ヲ強調シ、隨テ其ノ
行フ事業ニ付キマシテモ、法律上ノ必
行事業ト任意事業トヲ區別シテ參ツタ
ヤウナ次第デアリマス、此ノ點ニ付キ
マシテハ、改正法案ニ於テハ團體ガ行
政官廳ノ別動體タルガ如キ觀念ヲ改
メ、眞ニ其ノ自主的活動ヲ本義トスル

團體タルノ趣旨ヲ明ニシ、隨テ之ヲ以
テ爾餘ノ改正ノ基底ト致シタノデアリ
マス

第二點ハ役員ノ構成ニ關スル改正デ
アリマス、從來農業團體ノ役員トシテ
ハ、法律上、會長、副會長及ビ理事ノ
區分ガ設ケラレテ居リマシタガ、役員
中會長ノミガ農業團體ヲ代表シ、又業
務ヲ總理スルコトナツテ居リ、又會
長ハ行政官廳ノ認可ヲ得テ、自ラ副會
長、理事ヲ選任シ、或ハ解任スルノ權
限ヲモ有スル等、會長中心主義ガ強調
セラレテ居ツタノデアリマスガ、斯ウ
シタ會長中心主義ニ基ク役員制度ハ之
ヲ廢止致シマシテ、一般法人ニ於ケル
ト同様ニ、各個ニ代表權ヲ有スル數名
ノ理事ヲ置イテ、其ノ合議制ニ依リ業
務ヲ處理セシメルコトト致シタノデア
リマス

第三點ハ役員ノ選任方法デアリマス
ガ、此ノ點ハ、御承知ノヤウニ從來ハ
行政官廳ガ會長ヲ任命シ、或ハ副會長
以下ノ役員選任ニ付キ認可制度ヲ採
テ居リ、是ガ農業團體ヲ目シテ官製
ナリトスル最モ大キナ理由デアッタノ
デアリマスガ、之ヲ改メ、專ラ會員ノ
意思ニ依リ、自主的ニ選任セシムルコ
トト致シタノデアリマシテ、特ニ市町
村農業會ノ理事ニ付キマシテハ、會員
ノ意思ガ十分ニ反映スルコトヲ得マス
ルヤウ、會員ニ依リ直接選舉ノ方法ニ
依リコトト致シタノデアリマス、併シ
ナガラ選舉ノ結果ニ依リマシテハ、是
ハ或ハ極メテ例外的ニナルカトモ思ヒ
マスガ、常態シテ業務ヲ執リ得ル理

事、即ち事業體ノ經營者トシテ適當ナ
理事ヲ得ラレヌ場合モ起ツテ參ラウカ
ト云フ懸念ガアリマスノデ、斯カル場
合ニハ選舉ニ依ツテ選任サレタ理事全
員ノ同意ヲ得テ別ニ一名ノ理事ヲ選任
シ得ルノ途ヲ開イタノデアリマス、尤
モ此ノ理事ノ選任方法ニ付テハ豫メ會
則ニ於テ定メシムルコトヲ致シテ居リ
マス、道府縣農業會ノ理事ノ選任ハ其
ノ總會ニ於テ行フコトニナツテ居リマ
スガ、是ハ其ノ總會ガ市町村農業會ノ
會員ノ意思ヲ十分反映シタ代表者ニ依
ツテ構成サレルコトニナリマスノデ、
其ノ選任ノ方法ヲ簡素ナラシメル趣旨
ヨリモソレデ十分デアルト考ヘタカラ
デアリマス、此ノ點ハ全國農業會ノ場
合同様デアリマス

第四點ハ、農業團體ニ對スル行政官
廳ノ監督ヲ必要最小限度ニ止メ、他ハ
之ヲ縮減又ハ廢止シ、團體ノ自主性ヲ
尊重スルト共ニ、之ニ依ル事務的煩瑣
ヨリ出來ルダケ解放スルコトヲ致シタ
點デアリマス、役員ノ選任ニ關スル任
命制度及ビ認可制度ヲ廢止致シマシタ
コトハ曩ニ申上ゲタ通りデアリマス
ガ、其ノ他ノ主ナ改正點ヲ申上ゲマス
ト一、農業者ノ爲ノ福利増進事業ノ
開始二、各種附帶事業ノ開始三、
任意會員タル資格ヲ有スル法人ノ加入
四、賦課金ノ賦課徵收方法ニ關スル議
決等ニ關スル行政官廳ノ認可ハ之ヲ不
要ト致シ、又行政官廳ノ權限中、市町
村農業會ノ會員又ハ會員以外ノ者ニ對
シテナス統制規程ヘノ服從命令權ハ之
ヲ廢止シ、更ニ法令、會則ニ對スル違
反、公益侵害ノ場合ニ於ケル役員ノ解
任權ハ之ヲ役員ノ改選ヲ命ジ得ル權限
ニ改メタノデアリマス

最後ニ現行法制定當時、中央團體ト

シテ設立セラレマシタ中央農業會及ビ
全國農業經濟會ハ御承知ノヤウニ曩ニ
國家總動員法ニ基ク勅令ニ依リ合併シ
テ戰時農業團、其ノ後名稱ヲ變更シ
テ全國農業會ト云フ單一全國機關ニ改
組致シタノデアリマスガ、此ノ全國農
業會ヲ本法ニ依リ團體ニ改メルコトト
致シ、是ガ爲メ必要ナル規定ノ整理ヲ
致シタノデアリマス、隨テ今後ハ農業
團體法ニ依リ團體ハ、市町村農業會、
道府縣農業會及ビ全國農業會ノ三種ト
ナル譯デアリマス、尙ホ是ノ外農業團
體ノ自主化ニ附隨シテ若干ノ改正ヲ致
シテ居ルノデアリマス

次ニ水産業團體法中改正法律案ニ付
テ申上ゲマス、本法律案ハ其ノ改正ノ
内容ニ付キマシテモ只今申上ゲマシタ
農業團體法中改正法律案ト殆ト同様デ
アリマスノデ、異ナル點ヲ申述ベマシ
テ、詳細ハ省略サセテ戴キタイト存ジ
マス

即ち水産業團體ノ性格、役員ノ構成
ニ關シマシテハ、農業團體法ノ改正ト
全ク同様ト致シタノデアリマス、役員
ノ選任方法ニ付キマシテモ、從來ノ如
キ會長中心主義ニ基ク選任方法ヲ改
メ、總會ニ於テ選任スルコトニ改メマ
シタノハ、農業團體ノ場合ト同様デア
リマスガ、唯異ナル點ハ漁業會ノ理事
ニ付テモ總會ノ選任ニ依ルコトヲ致シ
タコトデアリマス、是ハ漁業會ノ地區
ガ概シテ狹小デアリ、且ツ會員數モ亦
僅少デアリマスルシ、又漁業生産ハ其
ノ性質上共同シテ行ハレル場合ガ普通
デアリ、隨テ會員ハ平素カラ役員ノ適
任者ヲ熟知スル機會ガ比較的多イト思
ハレルノデアリマス、隨テ總會ノ運營
サヘ宜シケレバ、適格者ヲ選任スルト
云フ目的ヲ十分達シ得ルト存ゼラレマ

スノデ、選任ノ方法ヲ簡素ナラシムル
趣旨ヲモ考慮致シマシテ、直接選舉制
ヲ採用致サナカツタ次第デアリマス、
水産業團體ニ對スル行政官廳ノ監督ヲ
必要最小限度ニ止メ、他ハ之ヲ縮減又
ハ廢止シ、團體ノ自主性ヲ尊重スルト
共ニ、之ニ依リ事務的煩瑣カラ出來ルダ
ケ解放スルコトヲ致シマシタノモ農業
團體ノ場合ト略々同様デアリマス

以上申述ベマシタノガ改正案ノ主ナ
ル内容デアリマスガ、之ニ依リマシテ
團體ノ潤達ナル自主的活動ノ基礎ヲ與
ヘ、現下ノ困難ナル食糧事情打開ノ爲
メ其ノ積極的ナル活動ヲ促進シテ參リ
タイト存ジテ居ル次第デアリマス、何
卒十分御審議ノ上速カニ御可決アラン
コトヲ希望致ス次第デアリマス

次ニ戰時森林資源造成法中改正法律
案ノ提案理由ヲ御說明申上ゲマス、改
正ノ趣旨ノ大體ニ付キマシテハ本會議
ニ於テ申上ゲマシタノデ、茲ニハ法律
改正ノ内容ニ付キマシテ其ノ主ナル點
ヲ御說明申上ゲタイト存ジマス

改正ノ第一點ハ、法律ノ題名ヨリ
「戰時」ヲ削ルコトスルモノデアリマ
シテ、改正ノ第二點ハ、第一條中「大
東亞戰爭ニ際シ」及ビ「戰力化ノ徹底」
等ノ字句ヲ削ルコトニ致シタノデアリ
マス、改正ノ第三點ハ、第七條中第一
項ヲ新タニ追加シテ、第五條ノ規定ニ
依リマシテ造林命令ヲナシ、又ハ之ニ
基キマシテ代執行ノ行政處分ガナサレ
テ居リマス際ニ於キマシテ森林所有者
ノ變更ガアリマシタ場合ニハ、當然ニ
是等ノ行政處分ノ效果ガ新タナル森林
所有者ニ及ブコトヲ法文ノ上ニ明カニ
セント致シタノデアリマス、本改正ハ
以上ノ如ク終戰ノ事態ニ即應スル法文
字句ノ修正ヲ主トスルノデアリマシ

テ、本法ノ實體タル證券發行ニ依リ造
林ノ獎勵ニ付テハ、戰後益々其ノ重要
性ヲ認メラレマスルノデ、本改正法律
案ノ御可決ヲ得マシタ上ハ速カニ之ヲ
實施シテ森林資源ノ造成ヲ圖リタイト
存ズルモノデアリマス、何卒御審議ノ
上速カニ御可決アランコトヲ御願ヒ致
ス次第デアリマス

○川崎委員長 只今紅雲農林政務次官
カラ三案ノ提出理由ヲ説明ニナリマシ
タガ、是ハ戰爭中ハ無論、終戰後ノ今
日ト雖モ非常ニ廣範圍ニ影響ノ及ブ重
大ナ法案デアリマスカラ、篤ト十分御
審議ノ願ヒマス、就テハ參考資料ノ御
要求、質問ニ付テハソレト御申出ヲ
願ヒマス

○北(勝)委員 全國デマダ産業組合
會ノ農業會ニ改組サレナイ村ガドレダ
ケアルカ、其ノ名稱並ニ理由ニ付テ參
考資料ヲ提出シテ戴キタイ

○別所委員 市町村農業會テ地區内ニ
於ケル一般居住者ノ任意加入ガアリマ
スガ、其ノ任意加入ノ數ト強制加入ノ
數ト此等ニ付テ資料ヲ提出シテ戴キタ
イ

○川崎委員長 御諮リ致シマス、只今
一部參考資料ノ配付ガアリマシタカ
ラ、ソレヲ御覽ニナツテ、審議上必要
ト御氣付ノ資料ハ理事ノ方ヘ御申出ヲ
願ヒ、總メテ政府ニ要求致シマス、ソ
レニ依ツテ審議ニ入りタイト思ヒマ
ス、併託ノ三案ニ付テハ順次審議ニ移
リマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午前十一時十分散會